

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士 杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)
大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



職場で相続税のことが話題になったときに、Aさんは「孫を養子にすると相続税が安くなるぞ。」と言い、Bさんは「孫の相続税は子供よりも高いよ。」と書いていましたが、どちらが正しいのでしょうか。



まるでナゾナゾのようなお話ですね。ある意味ではどちらも正解といえます。

相続税は死亡した人の総遺産額から債務・葬式費用と基礎控除額を差し引いた残額に対して課税されます。

この基礎控除額は「3,000万円+600万円×法定相続人の数」により計算した額です。ここでいう法定相続人とは、民法に定められる相続人（遺産を相続する権利のある人）のことで、

- ① 配偶者と子
- ② 子がいないときは配偶者と両親
- ③ 両親もいないときは配偶者と兄弟姉妹

と順位が決まっています。

①の場合に、子とは実子だけでなく養子も含まれ、民法では養子の数に制限がないので、何人でも養子にすることができます。しかし、相続税の基礎控除額を計算する際の法定相続人の数とする養子は、実子がいる場合は養子1人、実子がない場合は養子2人とされ、これを超えた養子の人数は法定相続人の数に数えないことになっています。したがって、法定相続人でない孫を養子にすれば、基礎控除額が600万円増加して相続税額が安くなります。

また、相続税法において相続財産とみなされる死亡保険金と死亡退職金は、「500万円×法定相続人数」により計算した額まで非課税とされているので、お孫さんを養子にするとこの非課税の額も増え、相

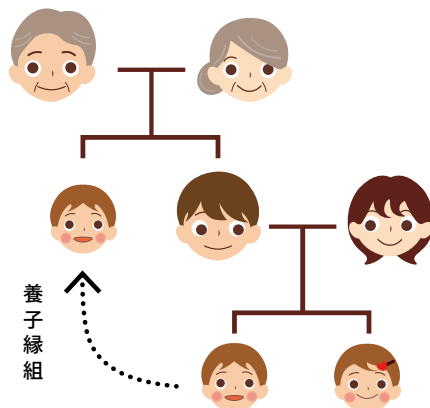
続税が安くなります。

更には、養子縁組した孫に財産を相続させると、世代飛び越しの効果もあります。

このようなことから、「孫を養子にすれば相続税が安くなる。」とAさんが言ったと思われれます。

次にBさんの「高い。」というお話ですが、相続税法では、相続や遺贈で財産を取得した人が亡くなった人の一親等の血族（実父母、子供）と配偶者以外の者、例えば兄弟の場合などは、「2割加算」と言って、算出した税額の2割増しの金額の相続税を納めることになっています。孫は一親等の親族ではありませんので、先に無くなった子の代襲相続人として孫が財産を相続した場合以外は、「2割加算」の対象となります。

お孫さんを養子にすると、相続税の総額は安くなりますが、お孫さん自身が納める相続税額は割高になります。Bさんはこのことをおっしゃったと思われれます。



より詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、またはぶぎん地域経済研究所へお尋ねください。